

一部負担金等の免除期間が延長に

国民健康保険と後期高齢者医療の一部負担金、介護保険サービス利用者負担額の免除期間が延長されます。

市では、対象になる方へ新しい免除証明書をお送りしましたので、医療機関や介護保険サービスなどを利用するときは忘れずに提示してください。

なお、旧緊急時避難準備区域の方で、国民健康保険や後期高齢者医療保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。



● 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

問合せ 市民生活部市民課 ☎24 5 2 3 3
 小高区市民福祉課 ☎44 6 7 1 1
 鹿島区市民福祉課 ☎46 2 1 1 3

	対象者	有効期限
国保・後期	①旧警戒区域等	平成28年2月29日
	②旧緊急時避難準備区域	平成27年7月31日 同じ世帯の国保加入者全員（後期高齢者医療保険の方は、後期加入者全員）の平成25年中の*所得の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除措置の対象になりません。 [平成27年8月1日から平成28年2月29日までの免除は、平成26年中の所得で] 上位所得層と判定された世帯は、免除対象外になります。
	③特定避難勧奨地点に指定されていたところに住所があり、現在避難している方	平成27年9月30日 同じ世帯の国保加入者全員（後期高齢者医療保険の方は、後期加入者全員）の平成26年中の所得の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、平成27年10月1日から平成28年2月29日まで、免除措置の対象になりません。 ●旧緊急時避難準備区域の上位所得層に該当し免除対象外となった方で、特定避難勧奨地点に指定され、現在避難している方は申請が必要です。
国保	上記以外で被災された方（震災による住宅の全半壊など）	平成28年3月31日 旧緊急時避難準備区域の上位所得層に該当し免除対象外となった方で、震災によって被災された方は、申請が必要です。 [①～③に該当する方は、①～③の期限が優先されます。ただし、①～③の免除措置] が表中の期限で終了になった場合は、平成28年3月31日まで延長になります。

※所得とは…国保税や後期高齢者医療保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額

● 介護保険の認定を受けている方

新たに介護認定を受け、これらの要件に該当する方も対象となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 健康福祉部長寿福祉課 ☎24 5 3 3 4
 小高区市民福祉課 ☎44 6 4 1 3
 鹿島区市民福祉課 ☎46 2 1 1 4

	対象者	有効期限
介護保険	①旧警戒区域等	平成28年2月29日
	②旧緊急時避難準備区域	平成27年7月31日 被保険者個人の平成26年中の合計所得金額が633万円以上の方は、平成27年8月1日から平成28年2月29日までの介護保険サービス利用者負担額は免除の対象になりません。
	③特定避難勧奨地点に指定されていたところに住所がある方	平成27年9月30日 被保険者個人の平成26年中の合計所得金額が633万円以上の方は、平成27年10月1日から平成28年2月29日までの介護保険サービス利用者負担額は免除の対象になりません。 ●旧緊急時避難準備区域の上位所得層に該当し免除対象外となった方で、特定避難勧奨地点に指定され、現在避難している方は申請が必要です。
	上記以外で被災された方（震災による住宅の全半壊など）	平成28年3月31日

※②と③の要件に該当しない方には、平成28年2月29日までの免除証明書をお送りします。